第２回研究発表会
四国税理士会税務研究所

これからの申告納税制度における税理士の役割

2026年11月10日（火）

佐々木 一成（丸亀支部）・田坂 有祐（今治支部）
青木　丈（税務研究所顧問）

研究の背景と問題の所在

研究の背景

- 昨年度の「第１回研究発表会」では、まず、愛媛県チームが「税理士法第２条の3新設からみる税理士の役割」とのテーマで、税理士法２条の3を素材として、来るべきデジタル化時代の申告納税制度における税理士の役割について研究発表した。
- そして、その結論の一つとして、「デジタル化時代の申告納税制度の制度設計に、税理士が深く関与すべき」ことを提言した。
- また、香川県チームは、これを受けて、「税理士の業務環境整備に資するための消費税制度改革」とのテーマで、現在の税制において最も複雑怪奇な申告納税制度になっている消費税について、税理士の立場を尊重しつつ、具体的な制度改革を提言した。
- 今回の「第2回研究発表会」では、このスタンスを引き継ぎ、より俯瞰的な視点で「これからの申告納税制度における税理士の役割」について考えてみたい。
- ポイントは、「申告納税制度における納税者・税理士の権利」と「給付付き税額控除で申告納税制度はどうなるのか」である。

研究の背景

四国税理士会「令和9 年度税制改正に関する意見書」に納税者権利憲章の制定が明記（復活）された。

⑸ 税務行政手続に関して、行政手続法第１条の規定趣旨を特別法である国税通則法に採り入れ、納税者権利憲章を制定すること（一部修正）

【理　由】

国税通則法の改正により透明化が図られたが、より適正な行政執行が行われるよう、税務手続について行政手続法第１条の規定趣旨である「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」を特別法である国税通則法に採り入れ、納税者権利憲章を制定するべきである。納税者権利憲章には、納税者を丁寧に扱い、広報、相談体制を強化し税法を知る権利を保障し、税務調査の適正手続きの保障、不服申立ての権利侵害からの救済、独立した機関による苦情相談の受付・権利救済手続きの教示などを制定すべきである。

※この意見の背景や意図等については、市川哲司＝津野久美「納税者を丁寧に扱い、広報、相談体制を強化し税法を知る権利を保障すること」税研２４９号参照。

研究の背景

行政手続法（平成5年法律第88号）

（目的等）

第１条　この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第４６条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

２　処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

○納税者権利憲章とは…

- 納税者権利憲章とは，OECDの報告書(＊1)では「納税者憲章（Taxpayers’ Charter）」と称されており，その定義は「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約し，かつ，説明して，こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」とされている。

(＊1) OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration, *Taxpayers’ Rights and Obligations – Practice Note* (2003).

- このような納税者権利憲章を制定することは現在では世界的な潮流となっており，OECDの主な加盟国の制定状況は次頁のとおり。
- 納税者権利憲章の位置付けは，制定国によって，公文書であったり，法律であったりする。
- この，いずれの形式においても制定していないのはドイツと日本のみだが，ドイツでは，租税基本法において納税者の権利及び義務について詳しく定めているので，「それで必要にして十分であり，その他の文書は不要という考え方」(＊2)である。

(＊2)中里実『租税史回廊』（税務経理協会、2019）76頁。

- これに対して，日本の現行租税法には納税者の「権利」という文言は一切ないので，納税者権利憲章を制定していないのは，実質的には主要国の中で日本のみということになる。

- そのようなわが国においても，納税者権利憲章の策定が具体的に検討されたことがある。
- すなわち，平成23年度税制改正法案において，国税通則法に新たな第4条を挿入して，国税庁長官が「納税者権利憲章」を作成し，公表することとされていた。
- しかし、この改正条文案は，当時の野党であった自民党の強い反発などにより，国会審議の過程で削除されてしまった。

OECD加盟国（主な国）の納税者権利憲章の制定状況

出典：税制調査会専門家委員会(H22.7.9)資料を基に作成

国名	名称	制定年（注1）	性格（注2）
カナダ	納税者権利憲章	1985年	公文書
ニュージーランド	納税者憲章	1986年	公文書
イギリス	納税者憲章	1986年	公文書
フランス	①納税者憲章 ②調査を受ける納税者の権利と義務に関する憲章	①2005年 ②1987年	①公文書 ②公文書
アメリカ	納税者としてのあなたの権利	1988年	公文書
アイルランド	納税者憲章	1989年	公文書
スウェーデン	納税者権利憲章	1996年	公文書
オーストラリア	納税者憲章	1997年	公文書
韓国	納税者権利憲章	1997年	公文書
トルコ	納税者権利宣言	2005年	公文書
オーストリア	納税者憲章	2008年	公文書
スペイン	納税者権利保障法	1998年	法律
イタリア	納税者権利法	2000年	法律
ドイツ	なし	―	―
日本	なし	―	―

（注1）制定年とは、各国において最初に納税者憲章が制定された年であり、上記に示した納税者憲章が制定された年ではない場合がある。

（注2）公文書とは、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書をいう。

〈参考〉アメリカの「納税者としてのあなたの権利」

（出典）税制調査会H22.4.13提出「補足資料（主要国の納税者権利憲章）」29頁

納税者としてのあなたの権利　　【仮訳】

この刊行物は、第一面では、納税者としてのあなたのいくつかの重要な権利を説明しています。第二面では、調査、不服申立、徴収および還付手続について説明しています。この刊行物は、スペイン語でも入手できます。

納税者の権利宣言

I. あなたの権利の保護

IRS 職員は、あなたと折衝するときには、納税者としてのあなたの権利を説明し、保護します。

II. プライバシーと秘密の厳守

IRS は、あなたが提供した情報を、法律が認める場合を除き、だれにも漏らすことはありません。あなたには、その情報がどのような理由で求められているのか、どのように使われるのか、さらには、求められた情報を提供しなかった場合にはどうなるのかについて、知る権利があります。

III. 専門的で丁寧な応接

あなたは、IRS 職員が、あなたを専門的かつ公正、丁寧に処遇していないと感じた場合には、その職員の上司に申し出てください。その上司の対応にも満足しない場合には、所轄の税務署長又はあなたが提出した申告書を扱うセンターに連絡してください。

IV. 代理

あなたは、自身で説明にあたることもできますが、正式な委任状により誰か他の人にあなたの立場を代理してもらうこともできます。代理人は、弁護士、公認会計士、登録税理士等 IRS の所管事項にかかる業務を行うことを認められた人でなければなりません。あなたが、IRS 職員と面談中に、代理人に相談をしたいと申し出たときには、通例、面談を中止し、予定を組み直さなければならないことになっています。

あなたは、面談に立会人を同席させることができます。面談の 10 日前までに書面で請求すれば、あなたは、IRS の調査官、不服申立担当官、徴収者との面談について音声録音をすることができます。

V. 適正な納税額のみを納付

あなたは、法律に基づいて納付すべきとされる、それより多くでも、少なくもでもない、適正な税額のみを支払う義務があります。あなたは、支払期限がきた税を完納できない場合には、月ごとの分割納付にすることができます。

VI. 未解決な税務問題の支援

納税者権利擁護官サービスは、あなたが IRS との諸問題をうまく解決できないでいるときに、あなたを支援することができます。税務問題により著しい困難を抱えた場合、所轄の納税者権利擁護官は特別の支援を提供できます。詳しくは、無料の電話番号 1-877-777-4778(TTY/TDD 用電話番号 1-800-829-4059)に電話するか、あなたに最後に連絡をとった IRS 事務所の納税者権利擁護官に手紙を書いてください。

VII. 不服申立てと司法審査

あなたが、税額又は滞納処分について、IRS の判断に不満な場合、あなたは、自分の事案を審査してもらうために不服審査部に不服申立する権利を有しています。さらに、裁判所で審査してもらうこともできます。

VIII. 罰金及び利子税の免除

あなたが、合理的かつ善意で行ったこと、又は IRS 職員 の不正確な助言を信頼して行ったことを証明できる場合、法律が認めるところに従い、罰金を免除します。また、IRS 職員が起こした誤り又は遅滞の結果による利子税は免除します。

○平成23年12月改正の経緯

前述のように、平成23年12月改正法の国会審議では、国税通則法の一部改正につき、題名の変更、目的規定の見直し及び納税者権利憲章の策定の規定が削除された。ただし、この経緯を受けて、平成23年12月改正法には、次の内容の検討条項が附則106条として修正により追加されている。

○平成23年12月改正法（平成23年法律第114号）

附則（抄）

（納税環境の整備に向けた検討）

第１０６条　政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。



これにより、将来的には、納税者権利憲章の策定等が再度、税制改正の俎上に載る余地があると期待されました。そして、その際には、平成23年度税制改正法案として閣議決定された条文案が参考とされることになるでしょう。

○令和7年3月 衆議院の附帯決議

令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律案」の国会審議に際し、令和7年3月、衆議院財務金融委員会において附帯決議が採択された。その中で、納税者権利憲章について、次のとおり明記されている。

○所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年3月・衆議院財務金融委員会）（抄）

十三　税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。



平成23年改正法附則106条の「引き続き検討」から14年。国会の附帯決議において、納税者権利憲章の策定が改めて明記されました。四国税理士会の意見書における「復活」とも軌を一にする動きといえるでしょう。

○平成23年12月改正法案の審議過程で削除された納税者権利憲章の策定に係る規定

以上の納税者権利憲章の策定にかかる規定等が削除された背景 には、自民党所属議員の強い反発があった（＊1）。例えば、自民党所属議員は、当時、以下のように発言していた（＊2）。

（＊1）この経緯については、三木義一教授の述懐（三木『日本の納税者』（岩波書店・2015）176頁以下）も参照されたい。
（＊2）いずれの発言もTKC会報2011年９月号52頁。

○片山さつき議員：「納税者権利憲章については、政党を挙げて反対という立場。」

○伊吹文明議員：「納税者権利憲章は、一般の財産権とか人権はあるが、納税者特有の権利というのは無い。」

○中川雅治議員：「納税者権利憲章も法律にする必要はないと考えている。」

しかし、金子宏先生は，諸外国の情勢から，「わが国でも，そう遠くない将来に（筆者注：憲章の）採用の動きが本格化するのではないかと思われる。」（＊3）と述べておられる。

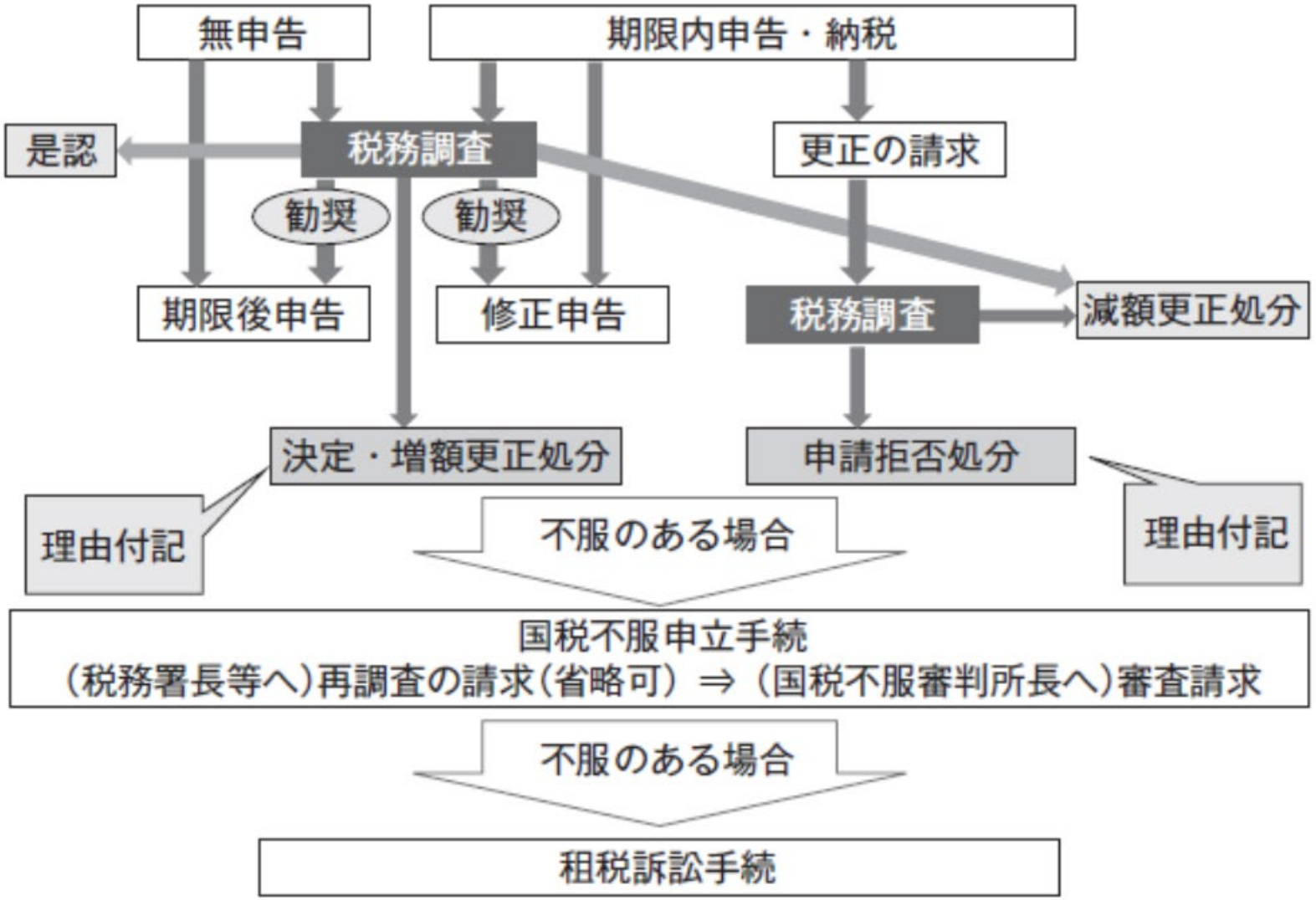
（＊3）金子宏「研究にあたって」日税研論集67号『納税環境の整備』（2016）1頁。



本当に納税者特有の権利は無いのか？

○申告納税制度の意義(1)

■図表　　国税の確定手続（申告納税方式）の流れ（主なもの）



（注）　網掛けの箇所は、 **課 税 庁** による行為を示している。

○申告納税制度の意義(2)

「申告納税方式」とは…

「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。」（国税通則法16条1項1号）

調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）（抄）

第1章　基本的な考え方

調査手続については、平成23年12月に国税通則法（以下「法」という。）の一部が改正され、手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点及び課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、従来の運用上の取扱いが法令上明確化されたところである。

調査の実施に当たっては、今般の法改正の趣旨を踏まえ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」との国税庁の使命を適切に実施する観点から、調査がその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識した上で、法令に定められた調査手続を遵守し、適正かつ公平な課税の実現を図るよう努める。

○問題提起

問題の所在

・申告納税制度は、納税者が自らの申告により税額を確定させることを原則とする制度（国税通則法16条1項1号）

・しかし、わが国の租税法には納税者の「権利」という文言が一切なく、納税者権利憲章も制定されていない

・一方で、給付付き税額控除の「第一歩」として就業者負担軽減支援金が導入されるなど、申告納税制度は大きな転換期を迎えている

問い1

申告納税制度の主体である納税者は、単に「申告義務を負う者」にすぎないのか？

問い2

その納税者を支える税理士は、転換期の申告納税制度の中でどのような役割を果たすべきか？（出来上がった制度の中で申告を支援するだけでよいのか）

～検討の素材としての2つの作業仮説～

1．納税者には、適正な申告をする権利がある（これをサポートする税理士の役割とは何か）。

2．税理士には、申告納税制度を円滑に進めるための制度設計（≒税制改正に向けた審議。最近の例では、なぜ「社会保障国民会議」のメンバーに税理士がいないのか？）に関与する権利がある（建議権（税理士法49条の11）の発展）。

⇒1.を田坂さん、2.を佐々木さんが報告します！

○「申告は義務ではないのか？」

問題の所在

義務としての申告

国税通則法17条1項
「納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。」

→ 申告しなければ
　無申告加算税（同法66条）

権能としての申告

- **税額は申告により確定するのが原則**
 （国税通則法16条1項1号）
- **期限後申告「提出することができる」**
 （同法18条1項）
- **修正申告「提出…することができる」**
 （同法19条1項）
- **更正の請求「請求をすることができる」**
 （同法23条1項）
- **還付等を受けるための申告**
 「提出することができる」（所得税法122条1項）



申告は「義務」であると同時に、自ら税額を確定させる「権能」でもある――義務であることと権利であることは、両立し得るのです。

○「適正な申告をする権利」とは

問題の所在

× 「申告しない自由」ではない

○ 自ら法令に従って計算した税額を申告し、その申告により第一次的に税額を確定させる権利

その保障の仕組み

①申告による確定が原則、処分は例外（国税通則法16条1項1号）

②申告を覆すには調査と手続が必要

調査の事前通知（同法74条の9）、調査終了の際の手続（同法74条の11）、処分の理由の提示（行政手続法14条）、青色申告の更正は帳簿書類の調査に基づく場合に限る（所得税法155条1項）

③不服申立て・訴訟により争う途（→ 田坂さんの報告）

④課税庁の納税者に対する説明責任（事務運営指針）



納税者の申告を尊重し、それを覆す側に調査・手続と説明を求める——ここに、納税者の「権利」の実質を見ることができるのではないでしょうか。

仮説①
「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

納税者には、適正な申告をする権利があるのではないか？

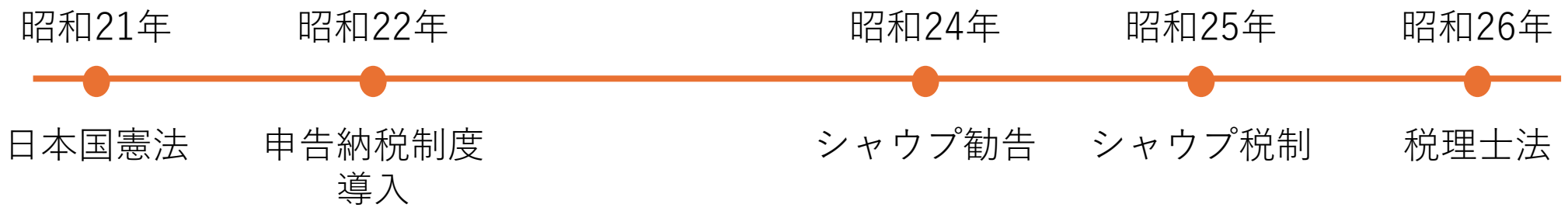
国民に
納税の義務がある

言えば…
務代理」
「税務書類の作成」
「税務相談」



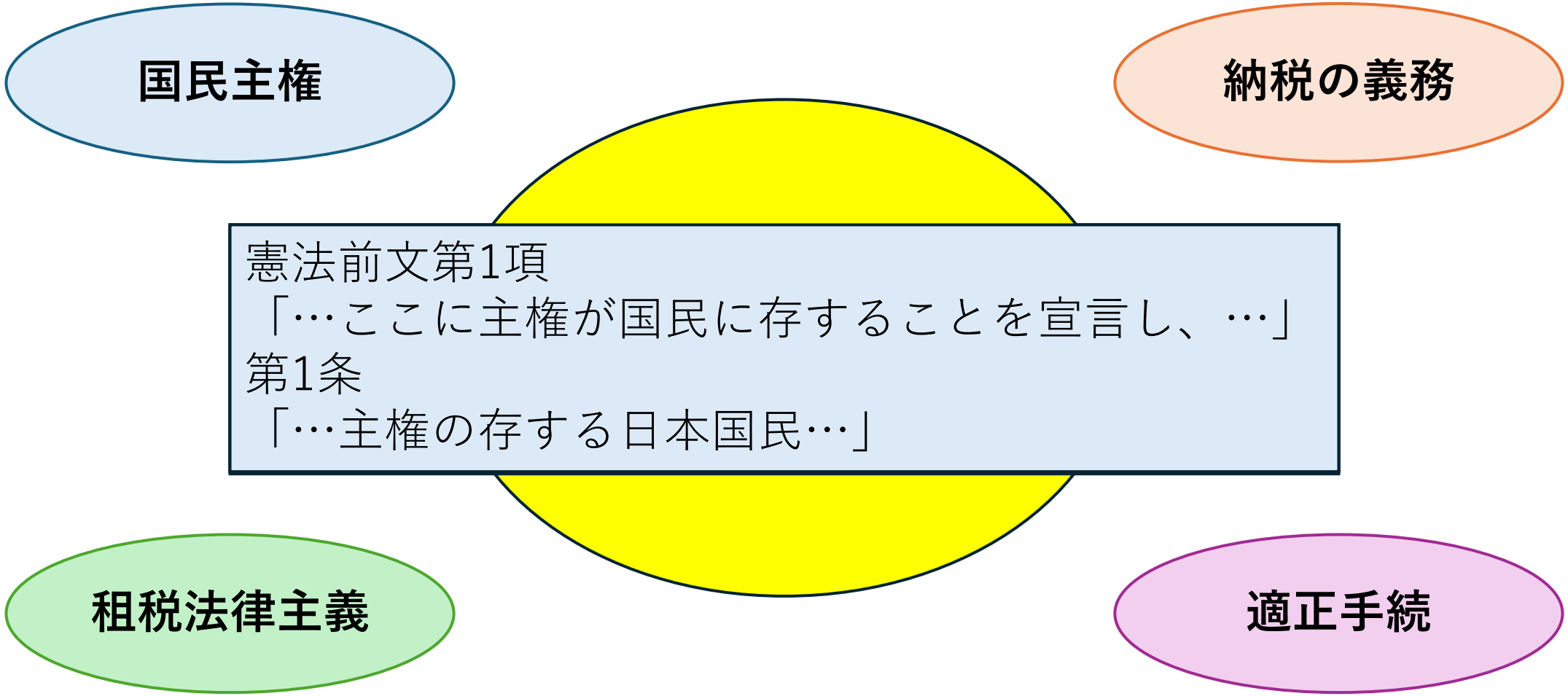
仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

年表



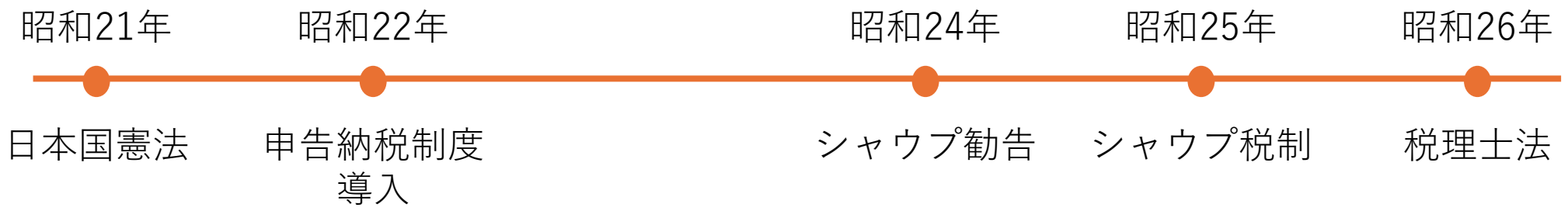
仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

日本国憲法ー昭和21年公布、昭和22年施行



仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

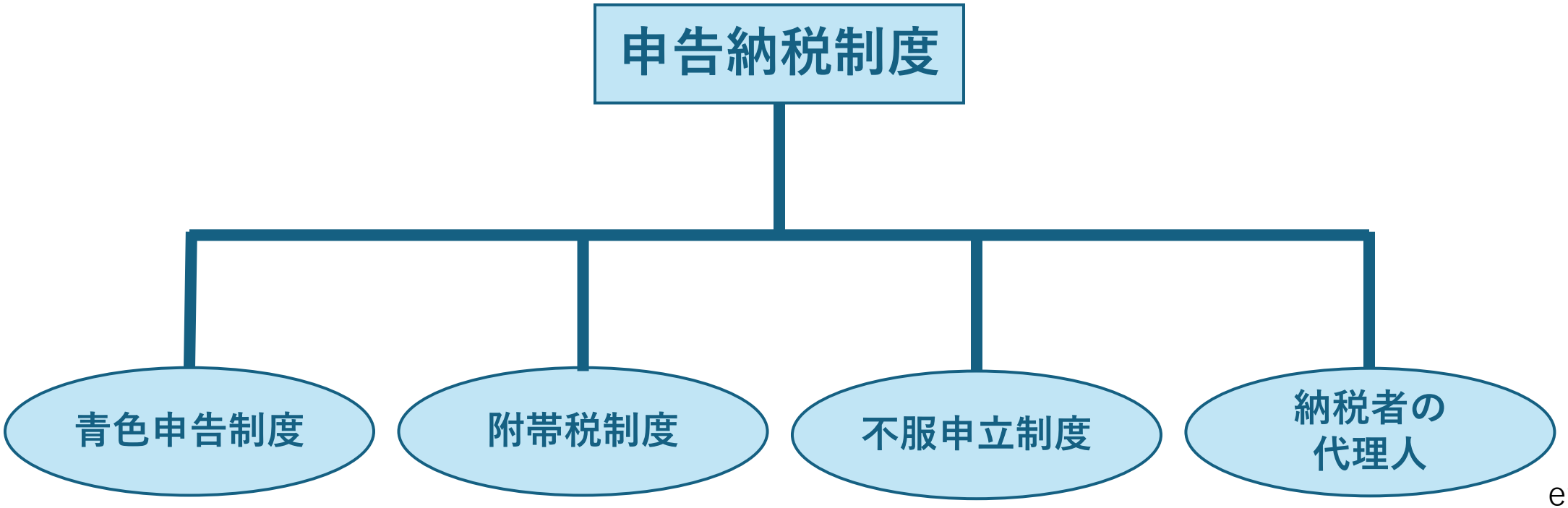
年表



仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

シャウプ勧告－昭和24年

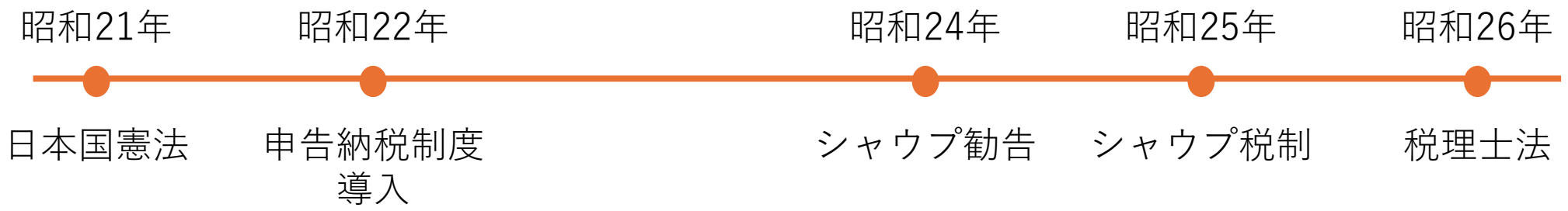
- 公平・民主的で、自主的な納税を基礎とする税制



etc.

仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

年表



仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

税制改正―昭和25年

●申告納税制度

➢納税者自らが所得や税額を計算し、自ら申告して納税する制度

～昭和22年　申告納税制度導入（直接税）～

・賦課課税方式からの転換
・戦後の混乱
・制度理解不足

→ 定着せず…

仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

税制改正―昭和25年

●青色申告制度

➢納税者が一定水準の帳簿を備え付け、正確な記帳に基づいて申告することを条件に、税制上の特典を与える制度

申告納税制度の定着には

納税者が自ら適正に申告できる環境を整えることが重要

そのために必要なこと

その基礎となる記帳（複式簿記）の普及

インセンティブとして

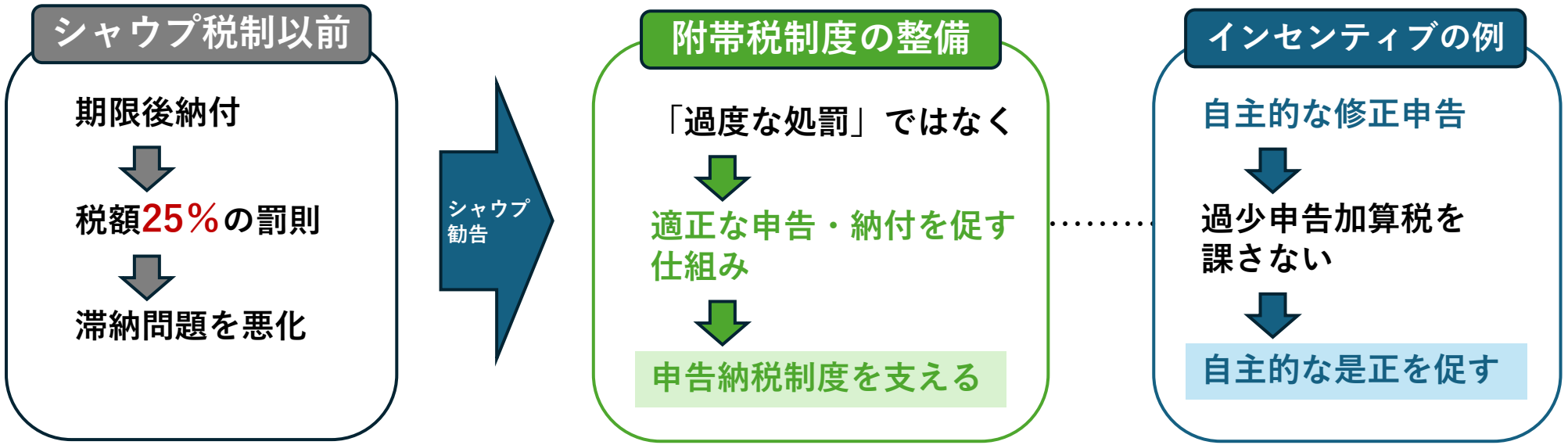
青色申告制度を創設

仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

税制改正―昭和25年

●附帯税制度の整備

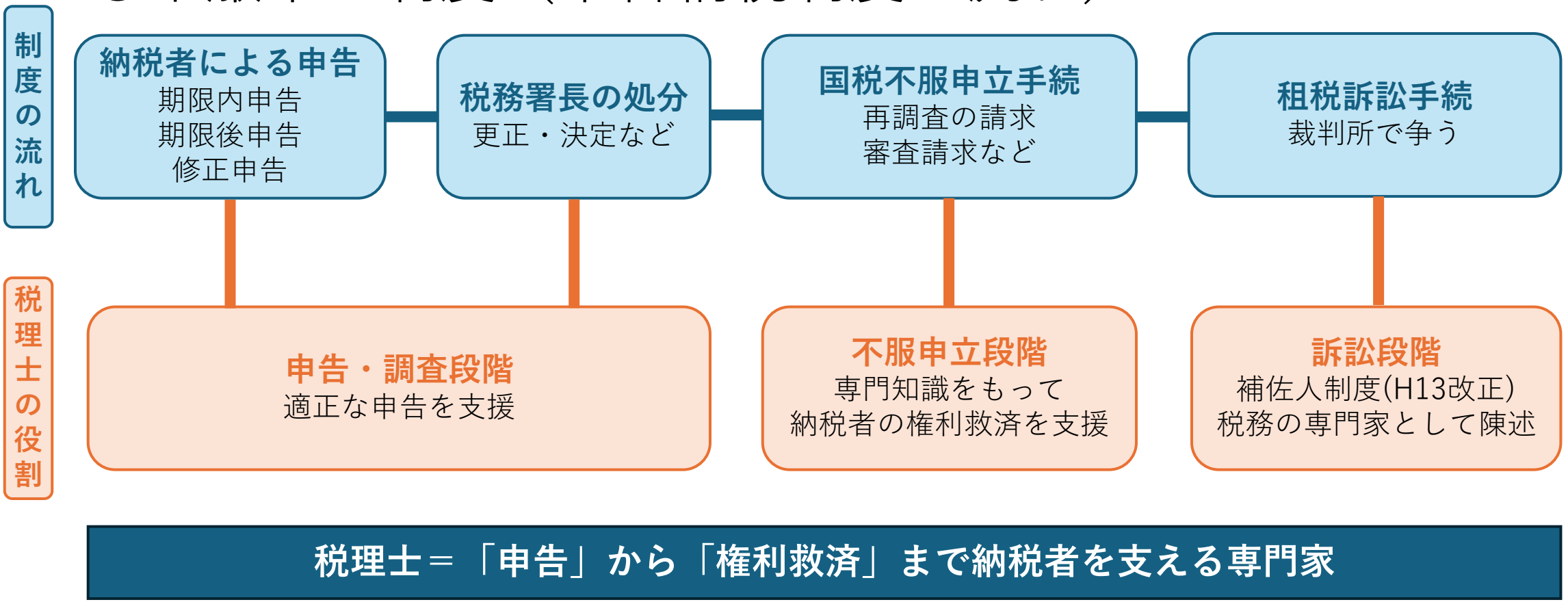
➢ 附帯税は**「罰する制度」**から**「申告納税制度を支える制度」**へ



仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

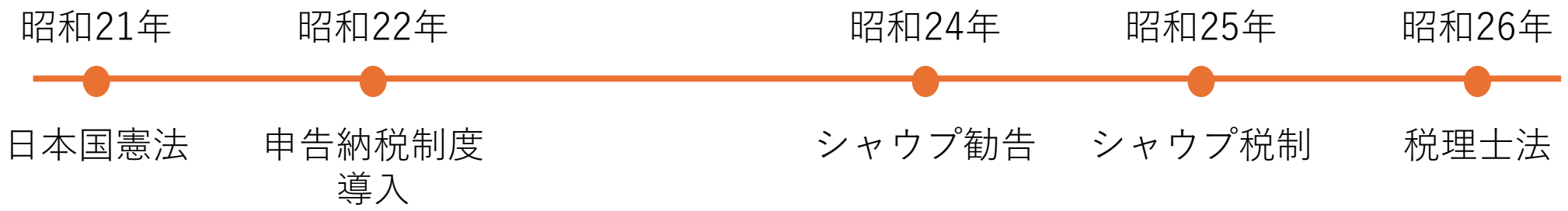
税制改正―昭和25年

●不服申立制度（申告納税制度の流れ）



仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

年表



仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

税理士法ー昭和26年制定

➢税理士法第1条（税理士の職責）･･･制定当時

「税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。」

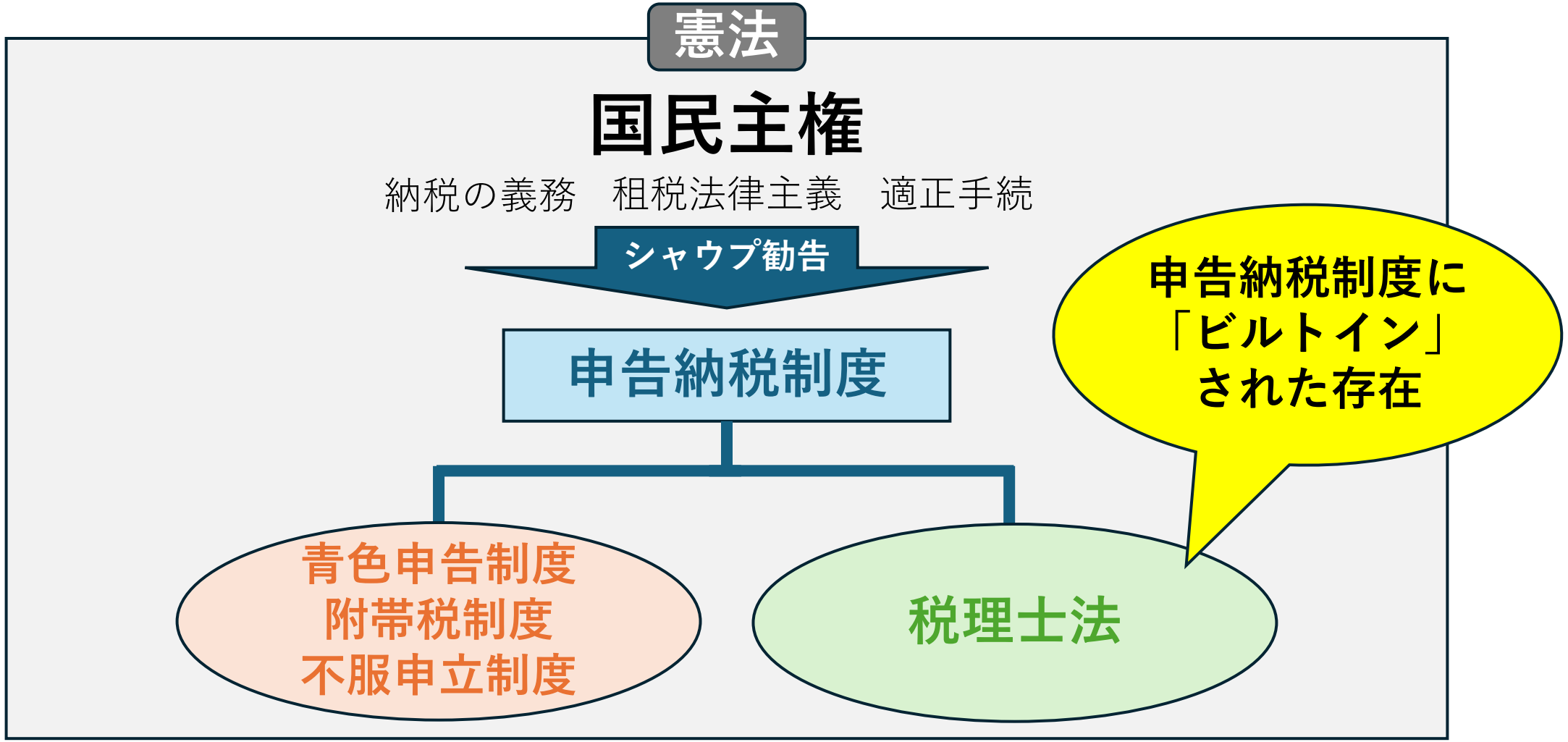
仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

税理士法ー昭和26年制定

➢税理士法第1条（税理士の使命）…昭和55年改正

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

仮説① 「納税者には、適正な申告をする権利がある。」



「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

仮説①「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

理念と現状からみた今後の改革

申告納税制度の理念
納税者**自ら**が所得・税額を計算し
自ら申告・納税する

適正な申告

現　状
多くの給与所得者は
年末調整で納税手続が完結

簡便・効率的

「記入済み申告書」

行政が所得情報等を事前に反映　➡　納税者が確認・修正して申告

「納税者には、適正な申告をする権利がある。」

税理士の役割

適正な申告の支援

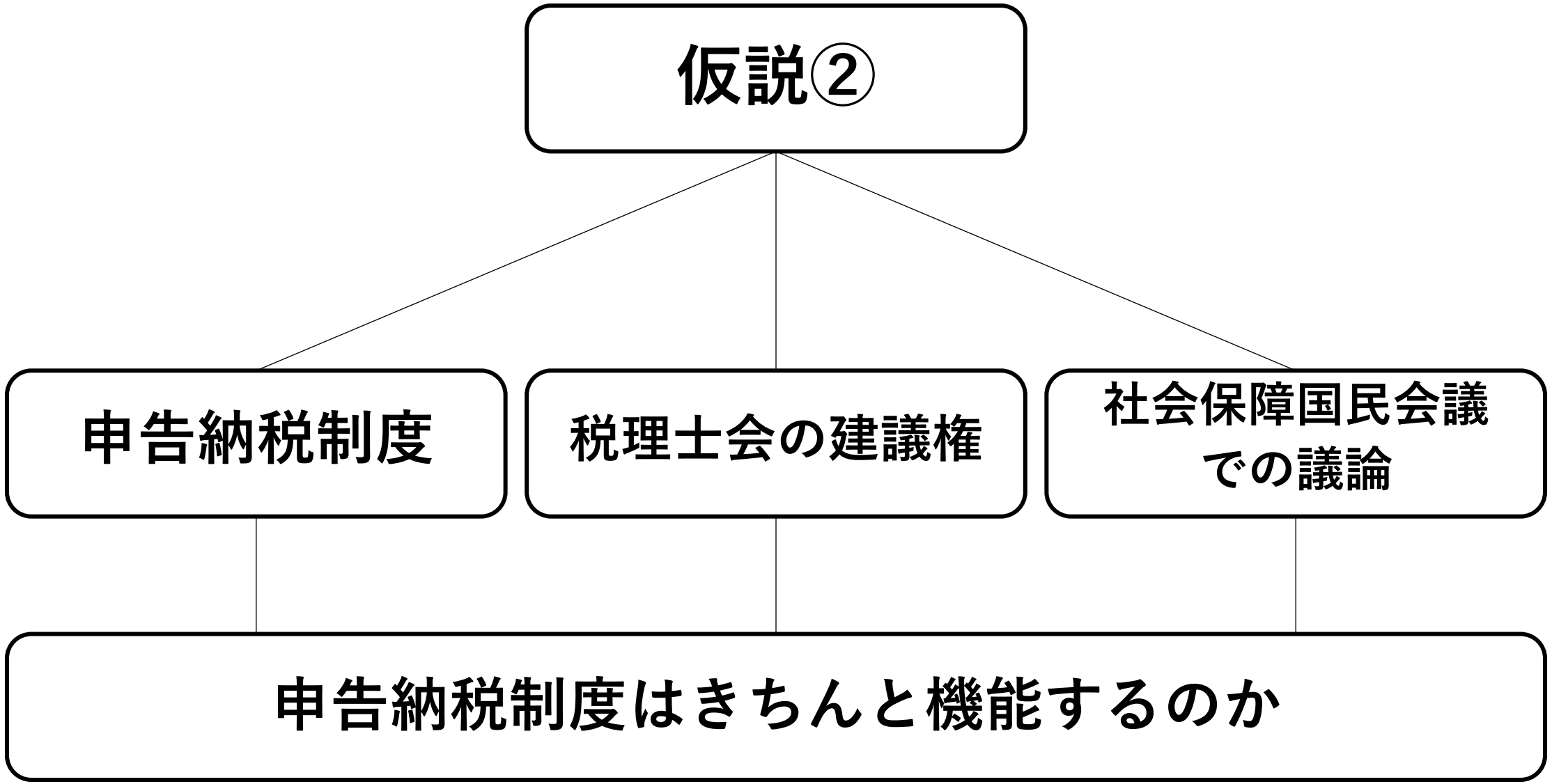
制度改革と併せて議論される「給付付き税額控除」

NEXT：次の仮説で検討

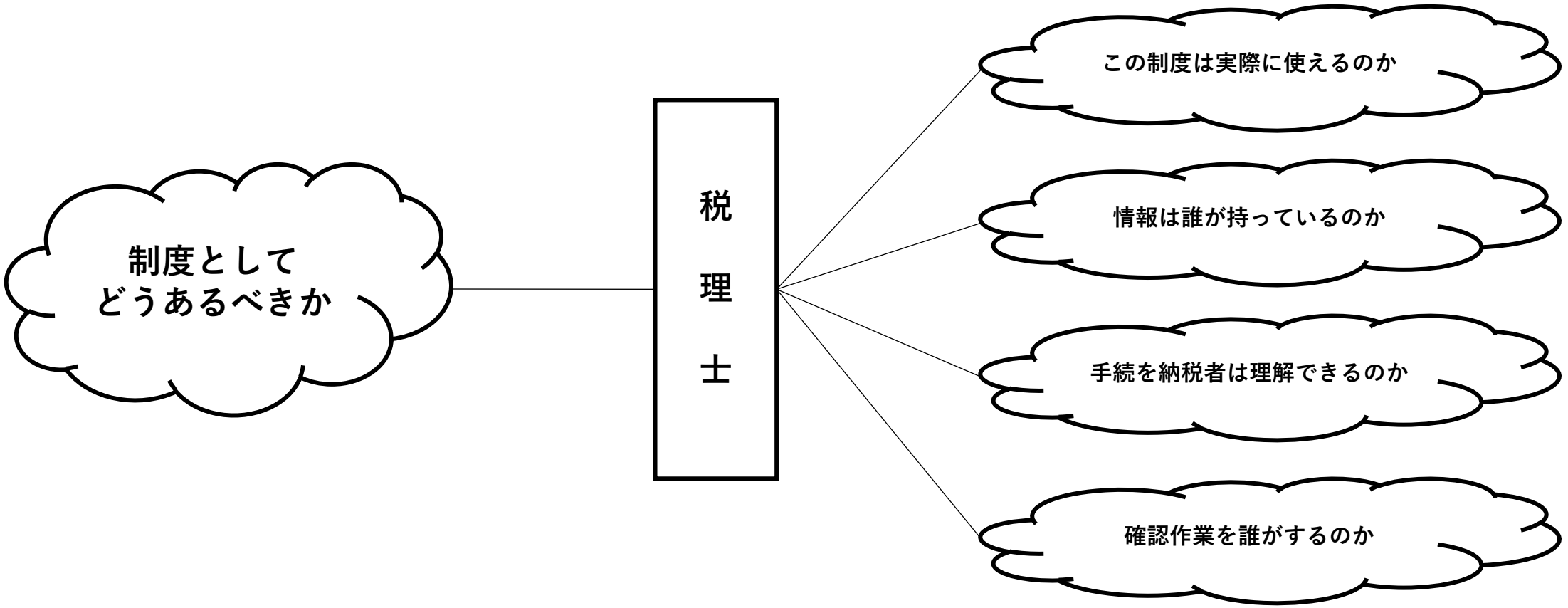
仮説②

「税理士には、申告納税制度を円滑に進めるための制度設計に関与する権利がある（建議権（税理士法49条の11）の発展）」

～なぜ「社会保障国民会議」のメンバーに税理士がいないのか？～


仮説②
申告納税制度
税理士会の建議権
社会保障国民会議での議論
申告納税制度はきちんと機能するのか

「申告納税制度を円滑に機能させるためには、制度を作る側と制度を実際に運用する側との間にどのような関係が必要か」

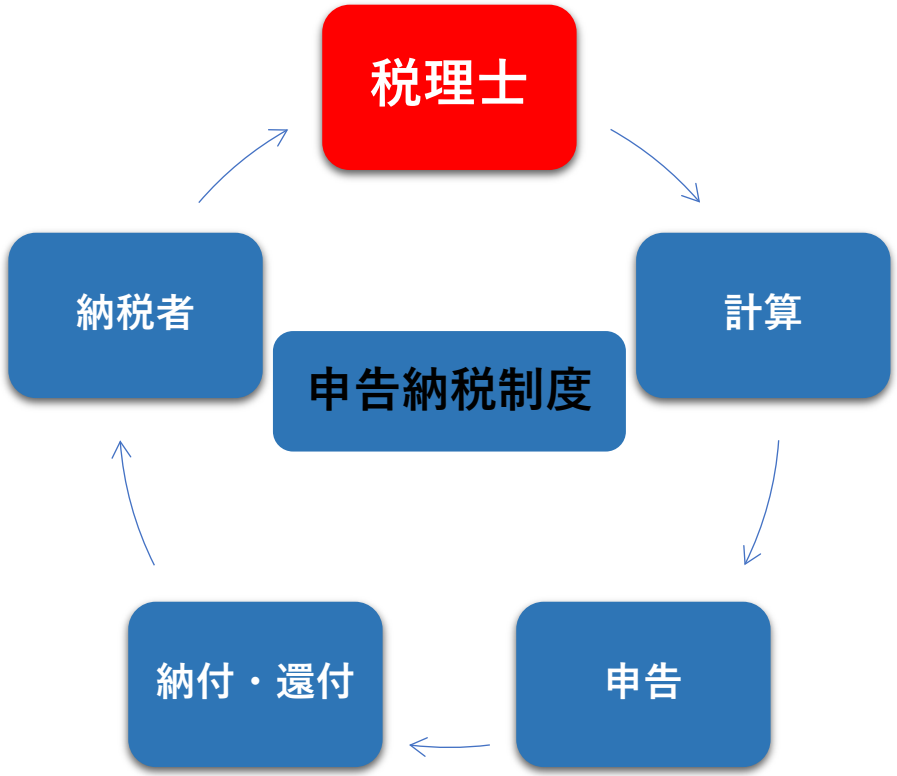


・税理士の原点は「申告納税制度」

申告納税制度

納税者が主体として
自身の所得や税額を計算し、申告・納付

税制の複雑化によって納税者のみでの所得や税額の計算は難しい．．．

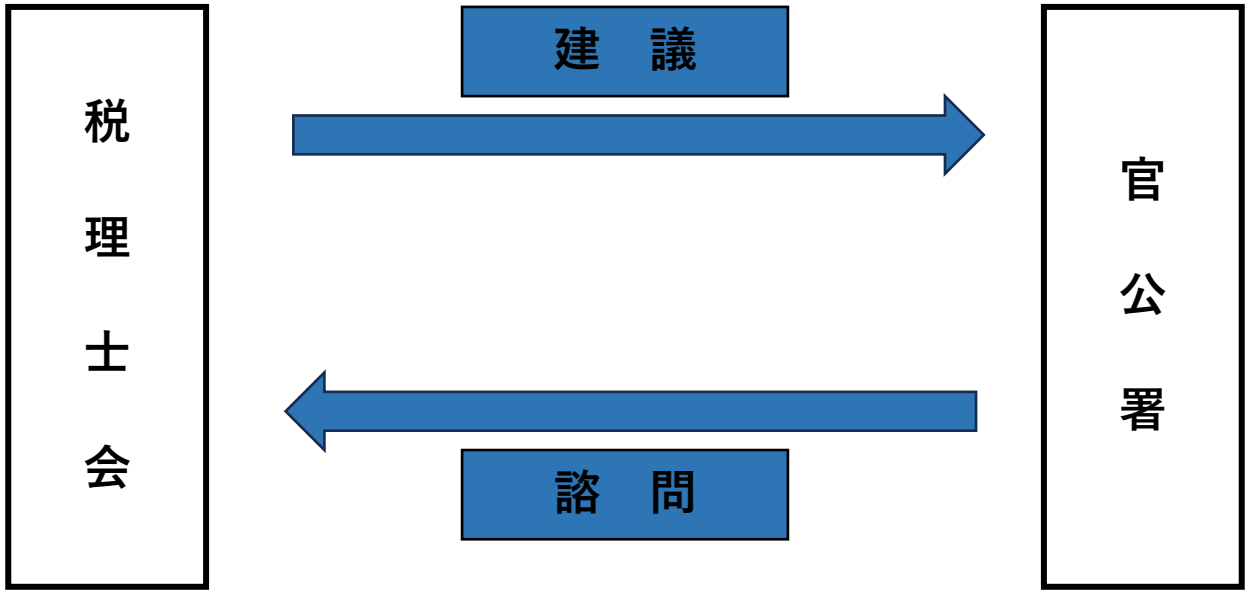


「税理士は申告納税制度に
ビルトインされた存在である」

・建議権について

税理士法49条の11

「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる」



・建議権について

〇日税連・業務１課

「理事会の提示事項において議題を確認した限りでは答申の実績はない」

〇四国税理士会

「官公署に対して答申した実績はない」

申告期限に関する勉強会

法人版事業承継税制についての勉強会

関係省庁の委員会に関与

・建議権について

税理士法49条の11

税理士会から官公署に対して意見を述べるための権利

税理士の専門的な知見を、制度を担う側との間でやり取りするための制度的な仕組み

・社会保障国民会議における議論

令和8年7月29日

・社会保障国民会議　中間とりまとめ

令和8年8月5日

・「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針　閣議決定

令和8年9月15日

・「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」　閣議決定

令和8年10月9日

・「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」　国会提出

給付付き税額控除等に関する実務者会議
次　第

令和８年４月22日（水）15時00分
与党政策大会議室

１．開　会（司会・進行）　　小野寺　五　典　　実務者会議 議長

２．議　事

１．消費税に関するヒアリング（農業・水産業・経理実務）
・全国農業協同組合中央会
・全国漁業協同組合連合会
・大日本水産会
・日本税理士会連合会

２．消費税に関するヒアリング（外食産業）
・日本フードサービス協会
・全国生活衛生同業組合中央会
・日本飲食団体連合会

３．閉　会

※出席者は裏面に記載

政策効果の面

実務執行の面

具体的な実務上の影響

・社会保障国民会議における議論

「ヒアリング」＝「諮問・答申」ではないが．．．

「諮問・答申」に近い形で
税理士の知見が求められた一例

・社会保障国民会議における議論

令和９年４月～

- 飲食料品に係る消費税率の引下げ
- ８％　→　１％

令和９年４月～

- 飲食料品に係る消費税１％相当分の範囲内で「就業者負担軽減支援金」の先行導入

令和11年４月～

- 飲食料品に係る消費税率の引上げ
- １％　→　８％
- 「就業者負担軽減支援金」の本格導入

・社会保障国民会議における議論

大綱：「<u>就業者負担軽減支援金</u>」は、
<u>給付付き税額控除を導入する第一歩</u>

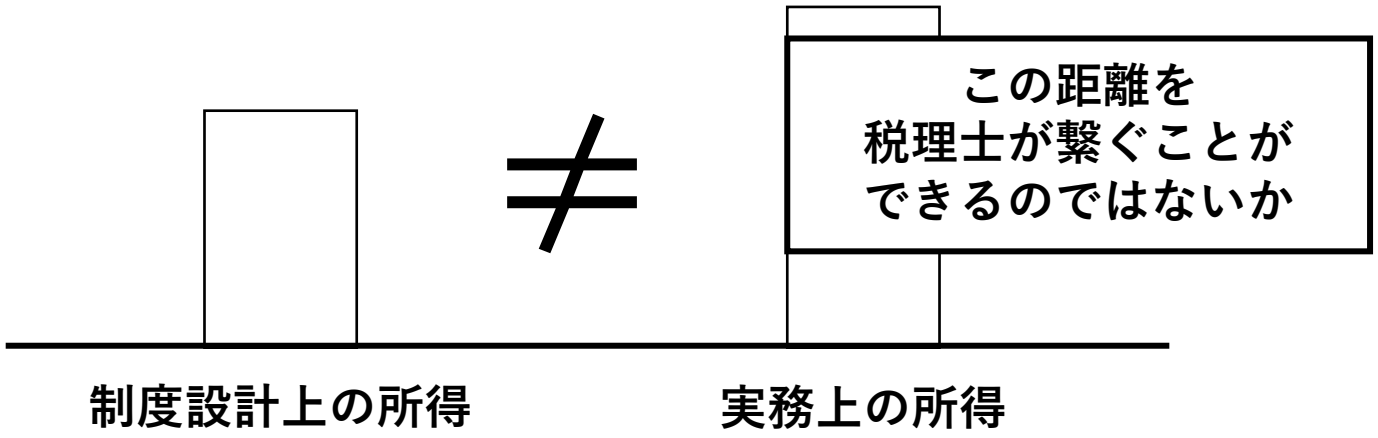
・「就業者負担軽減支援金」　・「飲食料品に係る消費税率の引下げ」

制度設計の段階から税理士が関与する意味

・就業者負担軽減支援金



「就業者負担軽減支援金」



・就業者負担軽減支援金

◎申告納税制度へ与える大きな変化◎

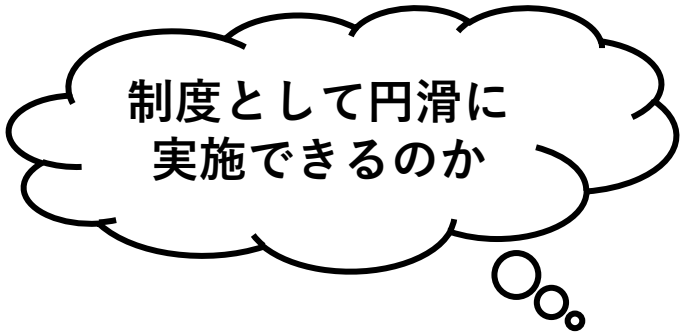
支援金の算定基礎を把握するために、
確定申告書や源泉徴収票、給与支払報告書などの様式変更も検討

◎税理士の役割◎

申告の正確性 ＋ **給付の適正さ**

「給付付き税額控除で申告納税制度はどうなるのか」

・飲食料品に係る消費税率の引下げ

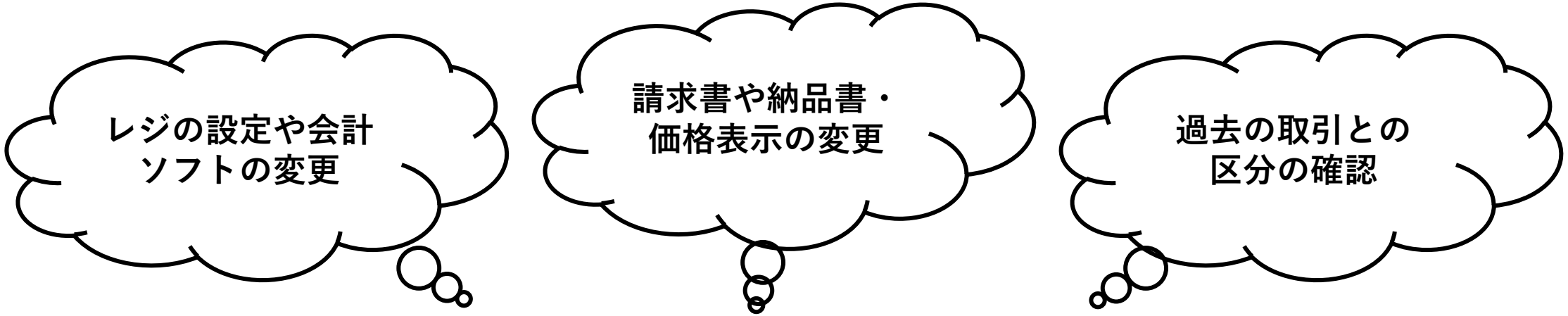


「飲食料品に係る消費税率の引下げ」

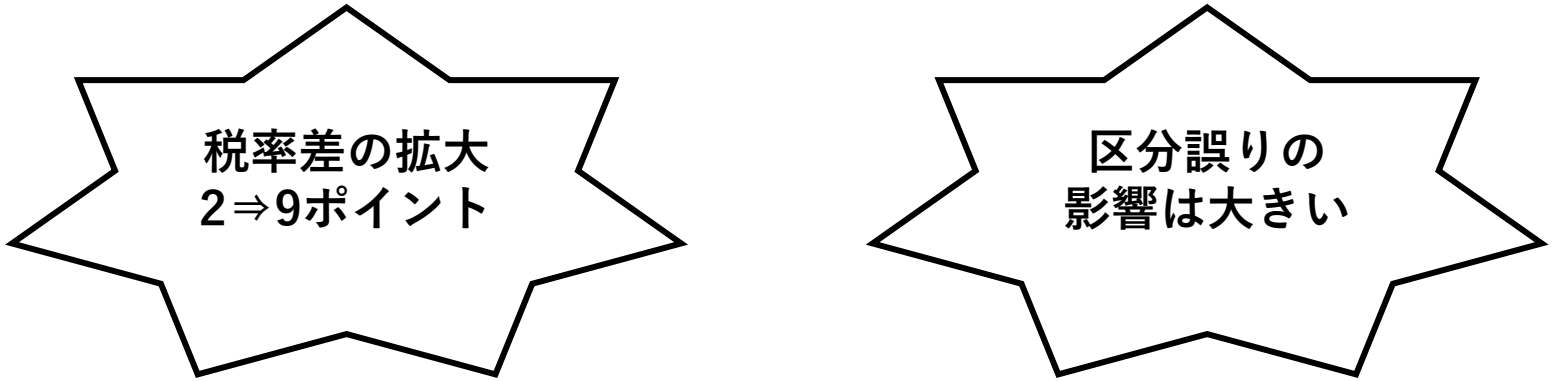
◎改正内容◎

<u>期　間</u>：令和９年４月１日～令和１１年３月３１日
<u>対　象</u>：軽減税率の対象となっている飲食料品の税率
<u>税　率</u>：１％（国税0.78％・地方消費税0.22％）

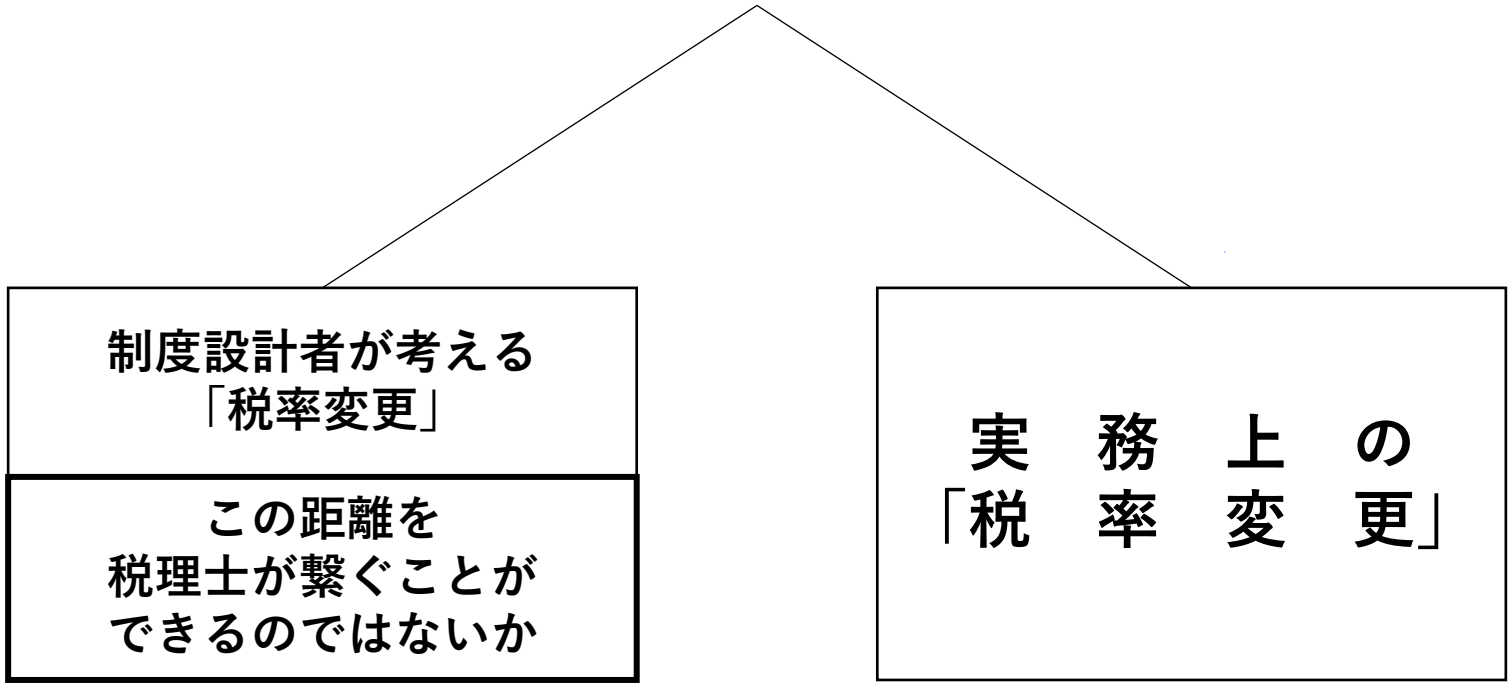
・飲食料品に係る消費税率の引下げ



「消費税率を８％から１％に」

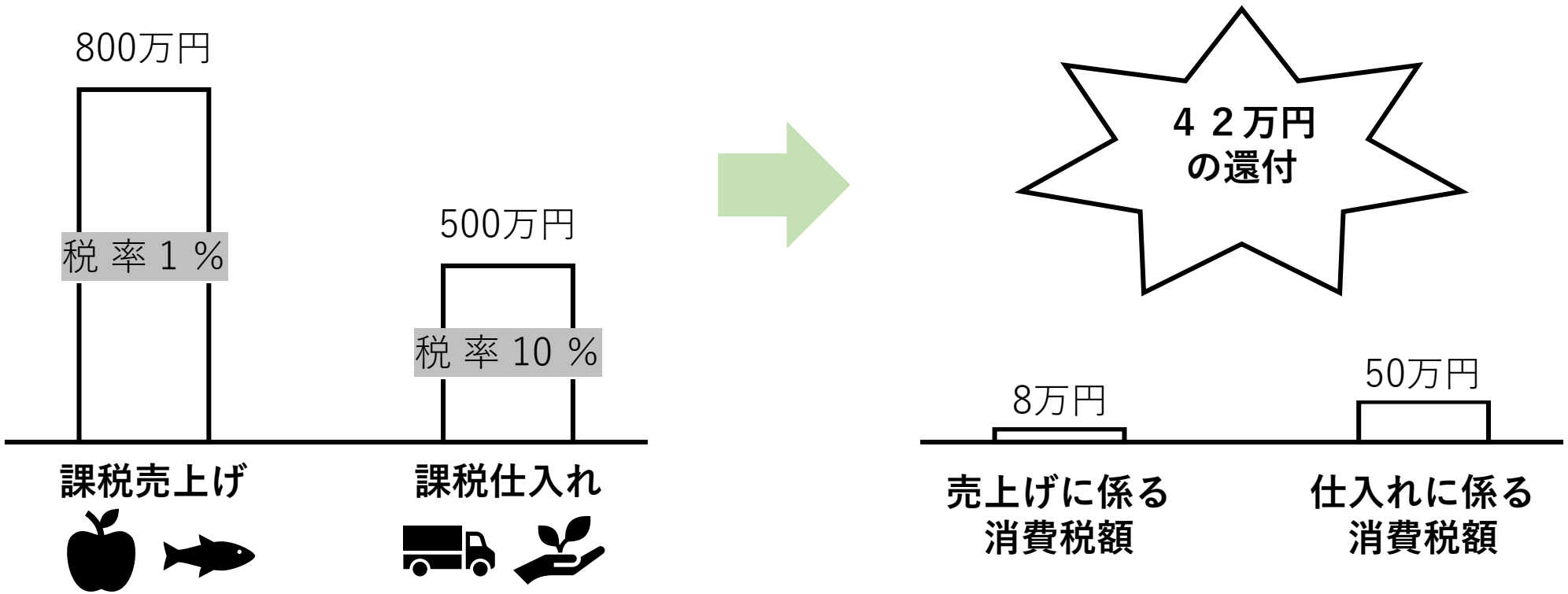


・飲食料品に係る消費税率の引下げ



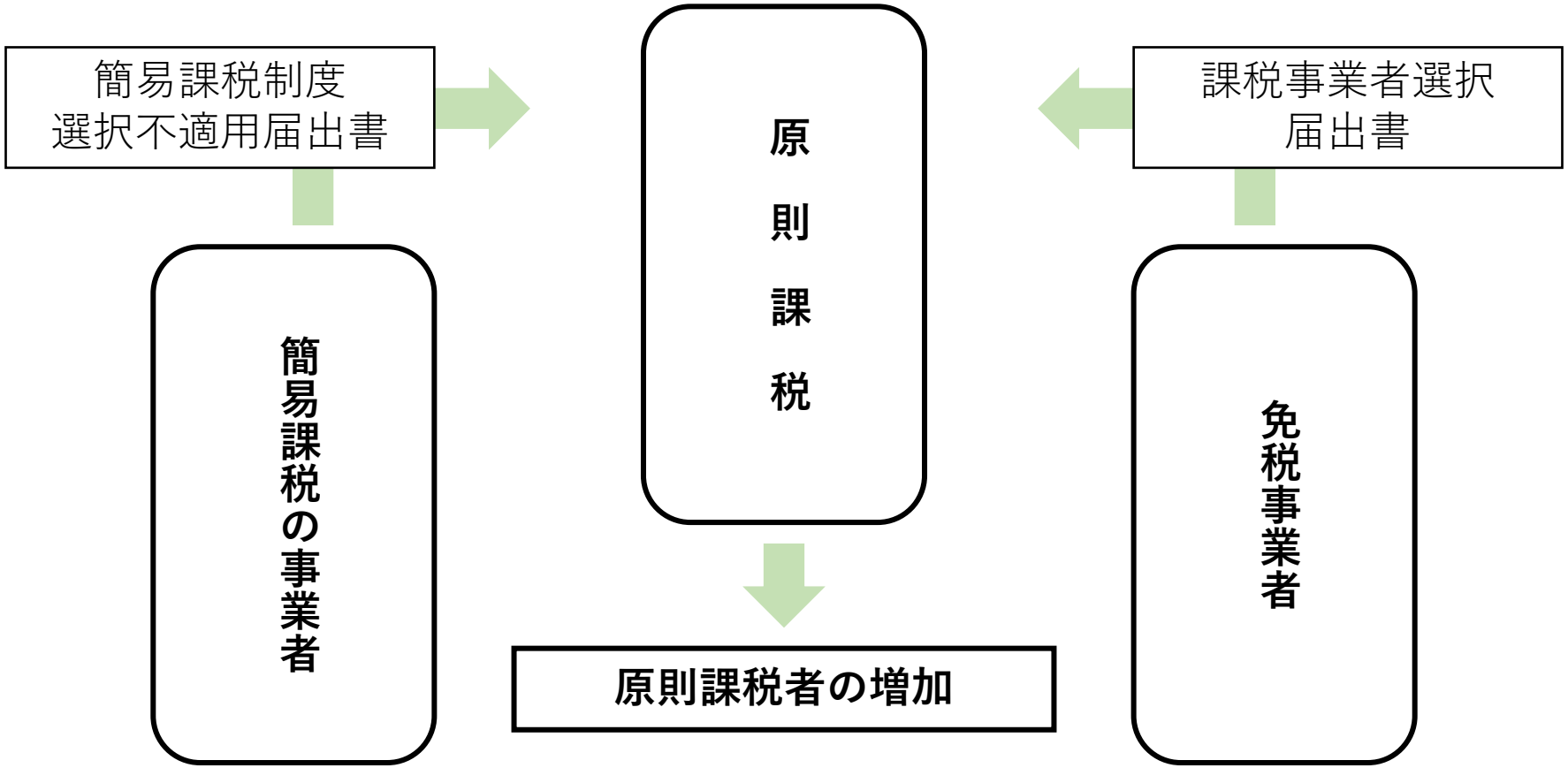
・「申告納税制度」と「消費税」

◎免税事業者である農業者や漁業者



・「申告納税制度」と「消費税」

◎還付を受けるための条件



・「申告納税制度」と「消費税」

１．原則課税で申告する事業者が一気に増える

○仕入税額控除を受けるためには、帳簿やインボイスの保存などが要件。

○申告納税制度において、
原則課税の経験がない免税事業者や簡易課税の事業者の負担が増大。

○免税事業者という制度や簡易課税という制度の趣旨との矛盾。

・「申告納税制度」と「消費税」

２．申告の中身が「納税」から「還付の請求」へ

○申告納税制度は、本来、納税者が自ら税額を確定させて納める仕組み。
今回の措置で還付申告が増大することが予想される。

○還付申告について、税務署の審査が慎重になれば還付までは時間が掛かる。
還付を待つまでの間、資金繰りへの懸念。

・「申告納税制度」と「消費税」

３．　２年後の措置は…

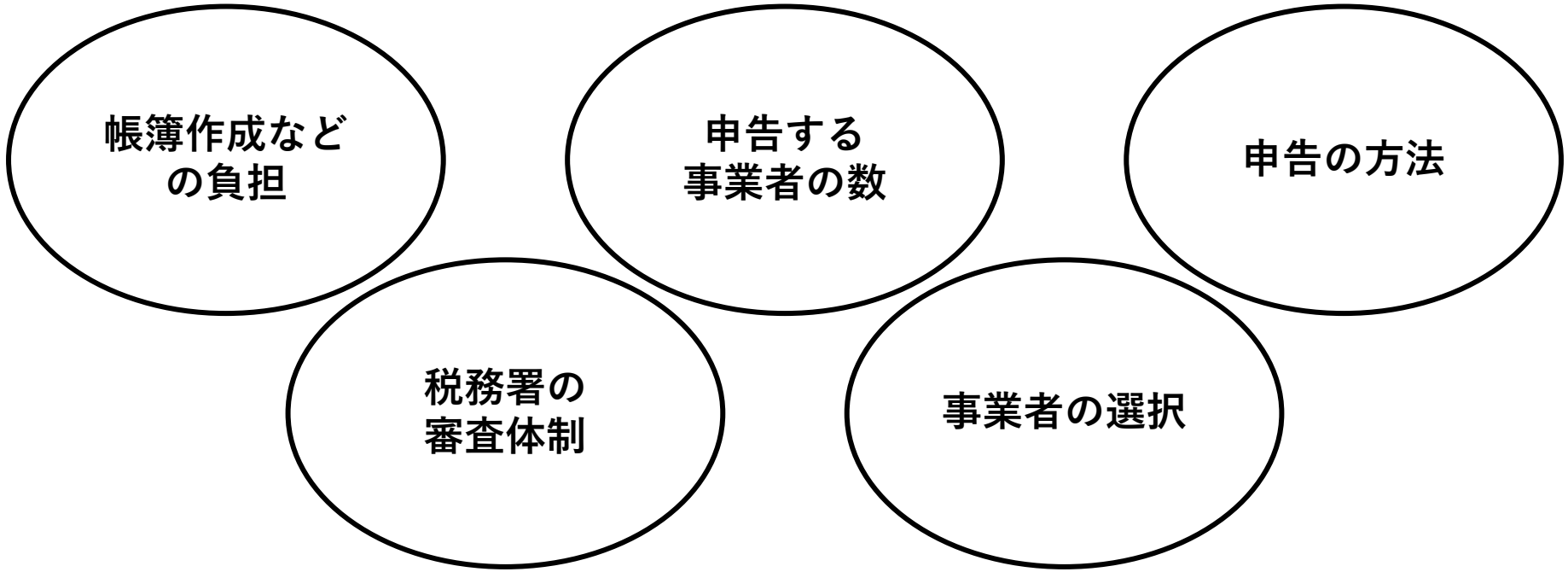
○課税事業者を継続するのか。簡易課税をやめるのか。
　設備投資をいつ行うのか。２年後はどうするのか。

○判断を事業者だけで適切に行うことは、簡単ではない。
　税理士が納税者を支えなければならない場面。

○7ポイントもの税率引上げは過去に例がない。
　本当に実現可能なのか？

・「申告納税制度」と「消費税」

「消費税率を８％から１％に」



申告納税制度そのものの設計の問題

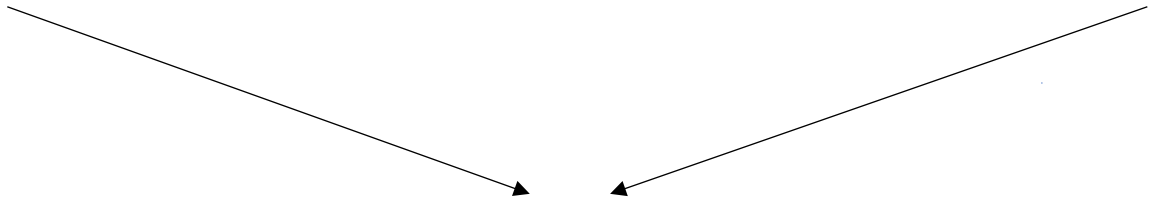
・二つの施策から見えてくること

就業者負担軽減支援金

「所得をどう把握するのか」

飲食料品の消費税率引下げ

「税率変更を現場でどう対応するのか」



制度を作る段階で「制度設計者」と「実務」の距離を
できるだけ小さくしておくことが重要

現場を知る専門家がその設計段階から
議論に加わることが必要

・税理士は制度設計に何を提供できるか

一．制度が実際に運用できるのかという視点

二．納税者がどこで困るのかという視点

三．制度と制度の間で生じる問題の視点

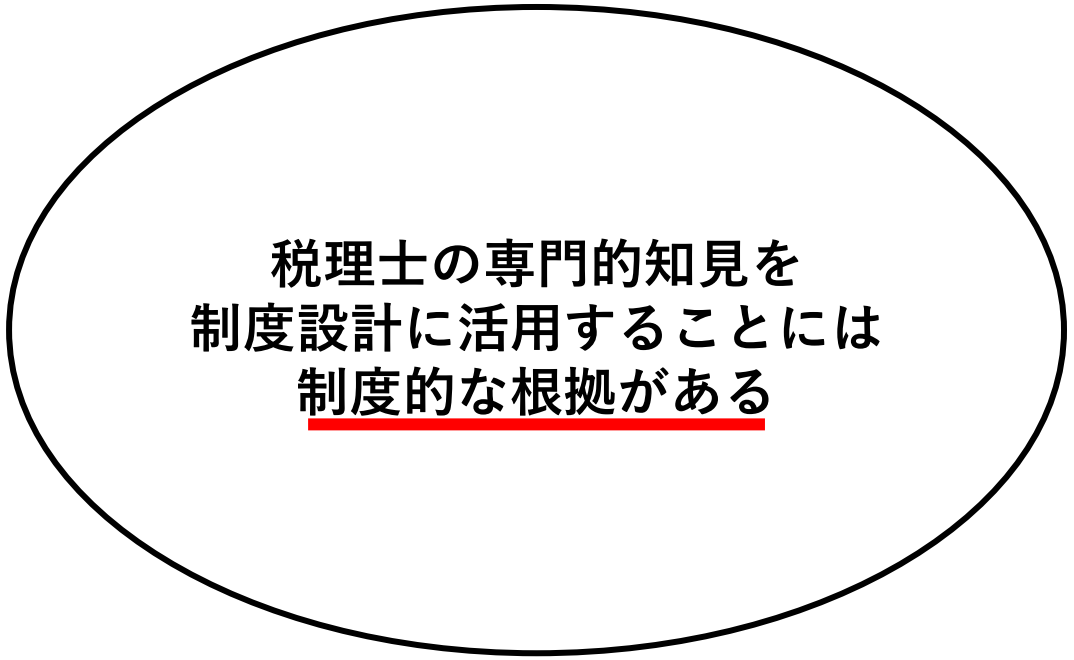
四．納税者の適正な権利を守る視点

制度が完成してからではなく
制度が完成する前に

・税理士の「権利」とは何か

「税理士には、申告納税制度を円滑に
進めるための制度設計に関与する権利がある」





仮説②

「税理士には、申告納税制度を円滑に進めるための制度設計に関与する権利がある（建議権（税理士法49条の11）の発展）」

～なぜ「社会保障国民会議」のメンバーに税理士がいないのか？～

・おわりに

「制度を作る側から見た制度」と「現場で動かす制度」の間には距離がある。

制度を作る段階から、税理士の知見を制度設計に組み込んでいく。

税理士会から意見を
届けること

制度を作る側から税理士会
に意見を求めてもらい、
それに答えること

・おわりに

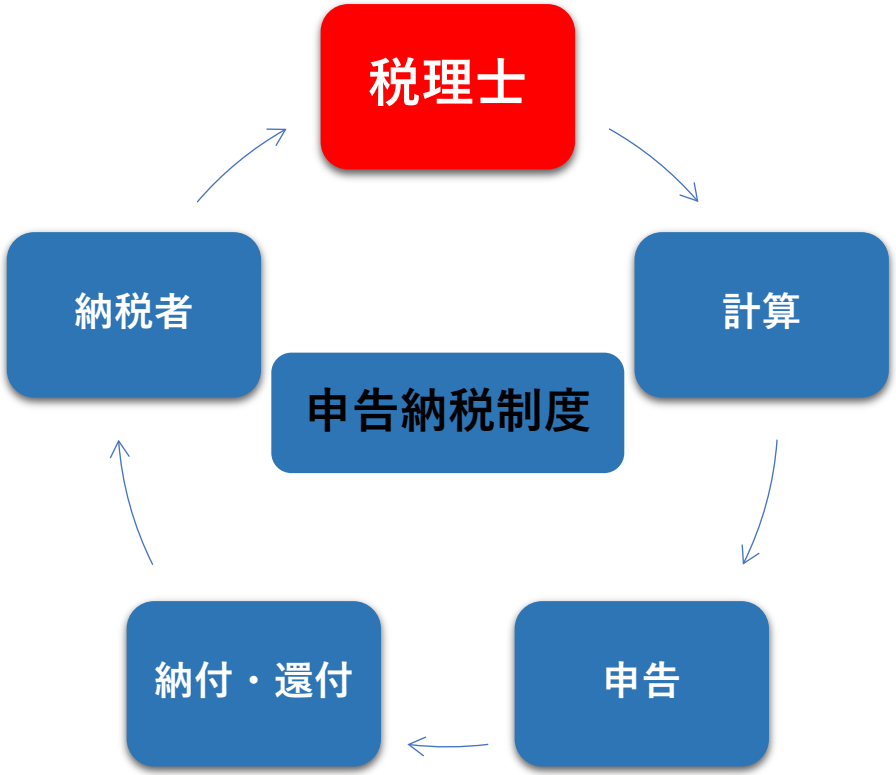
Question,
申告納税制度の理念にそって
納税義務の適正な実現を図ることを使命とする税理士が、
制度設計に関与しないことが許されるのか？

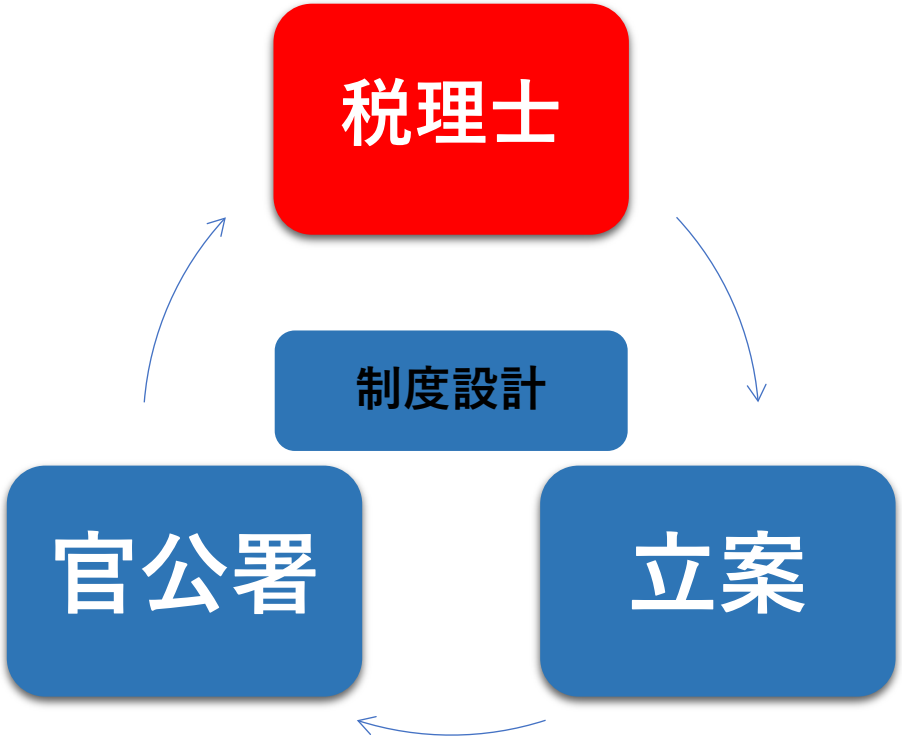
☛ 税理士会の建議・答申を制度設計でどう実質化するか？
（常設の協議の場、パブリックコメントの活用など）

☛ 個々の税理士の現場の知見を、さらに税理士会に集約するには？

☛ 給付付き税額控除の本格導入に対し、税理士会として何を提言すべきか

・おわりに





「**申告納税制度**にビルトインされた税理士の知見を**制度設計**にもビルトインする」